

現況申告書で「死亡」と申出された方の死亡年月別状況

○ 死亡年月別の内訳

死亡年月別内訳	人数	年金の死亡届等による通常の失権・支払差止処理がされた人数	現況申告書により2月定期支払いを差止めした人数
平成3年死亡	1人	0人	1人
平成18年死亡	1人	1人	0人
平成19年死亡	2人	2人	0人
平成21年死亡	3人	3人	0人
平成22年1月～6月死亡	4人	4人	0人
平成22年7月死亡	7人	7人	0人
8月死亡	7人	7人	0人
9月死亡	602人	600人	2人
10月死亡	879人	875人	4人
11月死亡	570人	524人	46人
12月死亡	40人	34人	6人
平成23年1月死亡	1人	1人	0人
合計	2,117人	2,058人	59人

○ 死亡年月が古い方（平成22年7月1日以前の死亡）11人の概要

- ① 平成3年5月死亡
 - ・平成22年11月に平成3年死亡の失踪宣告が確定したもの
 - ・過払期間 平成3年6月分～平成22年11月分
 - ※時効のため返還対象期間は 平成17年12月分～平成22年11月分
- ② 平成18年5月死亡
 - ・平成22年10月に平成18年5月死亡の失踪宣告が確定したもの
 - ・過払期間 平成18年6月分～平成22年9月分
- ③ 平成19年7月死亡
 - ・平成19年7月に行方不明の捜索願を提出。平成22年9月に山林内で遺体が発見され、平成22年9月に行方不明当時を死亡年月とされたもの。
 - ・過払期間 平成19年8月分～平成22年9月分
- ④ 平成19年10月死亡
 - ・平成22年10月に平成19年10月死亡の失踪宣告が確定したもの
 - ・過払期間 平成19年11月分～平成22年9月分

- ⑤ 平成 21 年 6 月死亡
 - ・平成 22 年 9 月に戸籍法の死亡届を提出せず、死体遺棄により報道された事案。(愛知県)
 - ・過払期間 平成 21 年 7 月分～平成 22 年 7 月分
- ⑥ 平成 21 年 11 月死亡
 - ・平成 22 年 9 月に平成 21 年 11 月死亡の失踪宣告が確定したもの
 - ・過払期間 平成 21 年 12 月分～平成 22 年 9 月分
- ⑦ 平成 21 年 12 月死亡
 - ・平成 22 年 10 月に平成 21 年 12 月死亡の失踪宣告が確定したもの
 - ・過払期間 平成 22 年 1 月分～平成 22 年 9 月分
- ⑧ 平成 22 年 5 月死亡
 - ・平成 22 年 9 月に戸籍法の死亡届を提出せず、死体遺棄により報道された事案。(兵庫県)
 - ・過払期間 平成 22 年 6 月分～平成 22 年 8 月分
- ⑨⑩平成 22 年 6 月死亡
 - ・姉弟で暮らしていた家が平成 22 年 6 月全焼。警察の鑑識が完了するまで遺骨が戻らず死亡届の提出が遅れたもの
 - ・過払期間 平成 22 年 7 月分～平成 22 年 9 月分
- ⑪ 平成 22 年 6 月死亡
 - ・海外で死亡したため、年金の死亡届が遅れたもの
 - ・過払期間 平成 22 年 7 月分

※ 上記を含め、年金の過払い分については、その返還請求手続きを進めているところである。